

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例施行規則

平成20年6月27日

規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例（平成20年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(連絡担当者の選任を要する集合住宅)

第3条 条例第10条第1項に規定する規則で定める集合住宅は、次に掲げる集合住宅とする。

(1) 住戸の数が15戸以上の集合住宅

(2) 一団の土地その他これに準ずるものとして市長が認める土地の区域内に建築される複数の集合住宅について、それぞれの住戸の数の合計数が15戸以上である場合の当該複数の集合住宅

(連絡担当者の選任の届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、集合住宅のコミュニティ担当者届出書（別記様式）により行うものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

集合住宅のコミュニティ担当者届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所

氏名



(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

集合住宅	名称				
	所在地				
	棟数				
	総住戸数	戸	階数		
	区分	<input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他()	入居対象者		
	完成(予定)日	入居(予定)日			
連絡担当者	事業者の区分	事業者名	事業者の住所	担当者名	連絡先
	建築				
	販売				
	賃貸				
	管理				

備考

- 1 法人にあつては、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 集合住宅の付近見取図、配置図その他総住戸数を確認できるものを添付してください。